

9 月 4 日 (第 1 号)

令和5年豊能町議会9月定例会議会議録目次

令和5年9月4日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
（報告）	
第7号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	3
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	
第50号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3
第51号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6
（議案提案説明）	
第52号議案 豊能町土地開発基金条例制定の件	7
第53号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	8
第54号議案 不動産の取得について	8
第55号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件	8
第56号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件	10
第57号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件	11
第1号認定 令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定	

	について……………	11
第2号認定	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定歳入歳出決算の認定について……………	13
第3号認定	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	14
第4号認定	令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	15
第5号認定	令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳 入歳出決算の認定について……………	16
第6号認定	令和4年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	17
散 会 の 宣 告	……………	18

令和5年豊能町議会9月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和5年9月4日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	森田 雅彦	政策監兼住民部長	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	保健福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議事日程

令和5年9月4日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第7号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 3 | 第50号議案 | 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 第51号議案 | 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 第52号議案 | 豊能町土地開発基金条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第53号議案 | 豊能町附属機関に関する条例改正の件 |
| 日程第 7 | 第54号議案 | 不動産の取得について |
| 日程第 8 | 第55号議案 | 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件 |
| 日程第 9 | 第56号議案 | 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件 |
| 日程第 10 | 第57号議案 | 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件 |
| 日程第 11 | 第1号認定 | 令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 第2号認定 | 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 第3号認定 | 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 第4号認定 | 令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 第5号認定 | 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 第6号認定 | 令和4年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

開会 午前9時30分

○議長（管野英美子君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年豊能町議会9月定例会議を開会いたします。

それでは定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日9月定例会議に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、豊能町の棚田では、春に植えつけました稲が実りまして、稲穂がこうべを垂れ、収穫の時期になってまいりました。また同時に、気候も本当に暑うございましたが、ようやく朝晩は過ごしやすい秋の気候となってまいりました。ただ、秋といえますと、これから本格的な台風シーズンでございます。本町といたしましてもしっかりと防災対策、危機管理に取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様には引き続きの御理解と御協力を、さらにはお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

9月定例会議はいわゆる決算会議ということでございまして、16の案件を提出させていただいております。慎重に御審議をいただき御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、9月定例会議の会議期間は、本日から9月21日までの18日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番・才脇明美議員及び3番・吉田正子議員を指名いたします。

日程第2「第7号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）」の報告を求めます。

大西住民部長。

○政策監兼住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

それでは、第7号報告、専決処分の報告の件について御説明申し上げます。

本件につきましては、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により別記のとおり専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書3ページを御覧ください。

専決日は令和5年8月21日。和解の相手方のお名前等は4ページ記載のとおりでございます。事故の概要は、本年6月28日午前11時40分頃、光風台地内において、職員が運転するパッカー車が相手方の設置する車止めポールに接触し、損害を与えたものです。和解の内容は町の過失割合を100%とし、相手方の車止めポールの修繕料27万1,700円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（管野英美子君）

日程第3「第50号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

第50号議案、豊能町教育委員会委員の任命について同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任期満了に伴う同委員の任命に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方は宮崎純光さんでございます。経歴等につきましては、お手元にお配りをしております略歴書を御覧いただけますようお願いいたします。宮崎さんは平成27年10月から教育委員会委員を務めていただいております、このたび引き続き再任をお願いするものでございます。なお、任期は令和5年10月23日から4年間でございます。

御審議いただき御同意賜りますようよろしくをお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

永並議員。

○8番（永並 啓君）

教育委員の任期等に関する事なんですけど、過去に、今、豊能町の中でそういった制限とか、2期に限定するとか何年以上はしないとか、そういった制限は現時点であるのか、そして過去にそういうのがあったのかお聞かせいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

任期につきまして基準を設けてはございませんので、過去にも任期の基準というものについては設けてなかったと承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永並議員。

○8番（永並 啓君）

いや過去にちょっと任期、何期もされて、それでやめることになったということを目にしたこともあるもんですから、その確認だけは間違いないですね。そういった、任期が長いからもうこれでっていうことと言ったことは誰一人いないということの御理解でいいかどうかの確認をさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたのは、任期の基準というのは設けてございませんというようなことでお話させていただきました。過去に、任期が長いからというようなことでお辞めいただいたというようなことがあったかどうかというのは、私、申し訳ございませんが承知をしてございません。ただ、あまりにも長い、例えば4期とか5期とか6期とか、そういうときにはその方の、委員の種類にもよりますでしょうし、その時代時代の背景にもよりますでしょうし、いろいろなことがあったのではないかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永並議員。

○8番（永並 啓君）

ないということならいいんですけども、そういった声がちょっと聞こえてきたもんですから、やはりそういったのは行政の姿勢としての信頼関係につながってきますんで、そこははっきりと、もしそういう誤解

をされてる方がいるのであればそういうことは無いっていうことを、さらに念押しなり、何か説明するなりということが重要になってくると思うんで、行政にとって重要なのは一定した姿勢というか、誰に対しても公平なルールってというのは非常に重要なことですから、これは教育委員だけには限らないんですが、そういったものはちゃんと誰から見てもわかるような、誤解のないような進め方をさせていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（管野英美子君）

他に質疑ございませんか。

秋元議員。

○10番（秋元美智子君）

今の永並議員とのやり取りの中で、ちょっと引っかかったんですけども、現町長は新しくされたばかりですからもちろん関係ないって言うか、知らないことでしょうけど、前のこの教育委員会の中でははっきりとトップのほうで2期だの3期だのと決めますということ、代わられたことがあります。そういったことというのは、現在の町の中でも引継ぎ事項になってないんですか。あまりにも私は納得できなかつたんですね。といいますのは、当時やっぱり学校再配置です。学校現場のこと、そういったことをよく知ってる方ってのが教育委員になっていただきたいと思ったし、2期だから3期が来たから交代しますっていった対象になった方はそのことにたけてる方でしたので、それを単なる任期の問題だけで代えられたことに対して私は非常に怒りというか情けなさを感じたことがありますので、今言った私の、これこの前は、任期がやっぱり決めていた、決めたというふうな、そういうふうなことが現実あったってことは現町長の中には伝わってないんでしょうか。お尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

この引継ぎの中で、任期についての言及があったということはございませんで、もちろん議会での中でのやり取りですので議事録が残っております。以前の塩川町長がおっしゃられたことも残ってございまして、塩川町長は時代の流れや新たな方が入っていただいて議論を活発にしたいと、そういう思いで2期を目安にというようなお考えを持っておられたということは議事録から読み取れるのではないかなと思っております。私といたしましては、そのような視点も考慮させていただきながらですけども、その任期の基準は設けてございせんので、逆に申し上げますと例えば1期やっていた委員さんにおかれましても、これからの町の方向性とかいろいろなことをお考えしますと、また委員の方々と個別にいろいろなお話させていただいて、委員の任期というものもあるものではないかなと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

今、町長おっしゃったように、時代の流れですとか、そのときの町の状況ですとか、例えばの話ですよ。何か非常に子どもの中ではっきりわからない病気が蔓延してどうしようかっていったときは、その専門的な教育の立場から、また医学の立場からそういった意見なりというふうなこともあるでしょう。ですから私は、新しい方それから時代の流れに関しては何も反論するつもり

はないです。ただそのときに何期かってことを持ち出したから、それは町長個人の考えなのか町の考えなのか、そういう方針なのかってことを確認させていただいてます。よろしくお願ひいたします。もし今後ともそういうふうなこと、そういう話を持ち出してほしくないんですね。何期だからって言って、その場でとってつけたような、あのとき言い訳に聞こえましたので、はっきりここで、やっぱり町の姿勢としてはその人物、そのときの状況に応じてやっぱりお願ひしていきたいっていうその方針をきちっと出していただけたら、それで私のほうは納得させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、任期については基準を設けてございません。ですので任期によっておりにいただくとかいうようなことではなく、その時代背景等によりまして、その委員については選任をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

確認します。任期を設けないそのときの判断、状況によるというふうなことですが、それは町長じゃなくて町の姿勢ですね。どちらかはっきりしていただきたい。前は町長がいかにも町の判断のような答弁をいただきましたので、今の答弁もまたトップが代われば同じような判断が出てくるのか、そのところを知りたいんですね。町ですね。よろしくお願ひいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

そのときその時々いろいろな課題等もございまして、どの方向に向かっているかというようなこともございまして。町の進むべきところについては合議で町が判断をしていくわけなんですけども、最終的に委員の選任をお願いするというようなところは町長が決するというようなところで議会に承認をお願いするというような流れになるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第50号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第50号議案は同意することに決定いたしました。

日程第4「第51号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、第51号議案、豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を

求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に対し、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方は小倉巖さんでございます。経歴等につきましては、お手元にお配りをしております略歴書を御覧いただきますようお願いいたします。

小倉さんには、平成26年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。このたび、引き続き再任をお願いするものでございます。なお、任期は令和5年11月25日から3年間でございます。

御審議賜りまして御同意いただきますようによろしくお祈りを申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第51号議案は同意することに決定いたしました。

○議長（管野英美子君）

日程第5「第52号議案 豊能町土地開発基金条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは、第52号議案、豊能町土地開発基金条例の制定の件について御説明申し上げます。

議案書の7ページを御覧ください。

提案理由でございますが、本件は公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として、豊能町土地開発基金を設置するものでございます。

それでは条例の概要について御説明申し上げます。

議案書の8ページ、9ページと議案概要資料を併せて御覧ください。

第1条には条例の趣旨として、先ほど提案理由の中で御説明申し上げました条例の概要について規定しております。

第2条では基金の限度額として7,520万円を上限として規定しております。

第3条では基金を運用する場合について、確実かつ効率的な運用に努めることについて規定しております。

第4条では基金の管理について、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことについて規定しております。

第5条では基金の運用益の処理について一般会計の歳入歳出予算に計上し処理することについて規定しております。

第6条では繰替運用について基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる旨を規定しております。

第7条ではその他の委任事項について規定しております。

附則として、この条例は公布の日から施行することと規定しております。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第6「第53号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第53号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の10ページと新旧対照表及び議案概要資料を御覧ください。

提案理由でございますが、企業誘致に関する必要な事項についての調査審議に関する事務を行う附属機関を設置するため、豊能町附属機関に関する条例を一部改正するものでございます。

続きまして議案書の11ページをお開きください。

改正の内容でございますが、豊能町附属機関に関する条例第1条第1号の表に、豊能町企業誘致検討委員会を加え、企業誘致に関する必要な事項についての調査審議に関する事務を行うものでございます。

次に附則の第1項として、この条例は令和5年10月1日より施行することとし、第2項として豊能町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、企業誘致検討委員の報酬を月額7,000円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上御決定賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第7「第54号議案 不動産の取得に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第54号議案、不動産の取得についてにつきまして御説明させていただきます。

議案書12ページを御覧ください。

本件は、光風台4丁目の土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する不動産の買入れに該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

13ページを御覧ください。

1. 所在地、豊能町光風台4丁目1番3及び光風台4丁目320番12。
2. 面積、1万8,413平方メートル。
3. 契約金額、1,420万円。
4. 取得の目的、道路用地等とするため。
5. 契約の相手方、中川敏美さんでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第8「第55号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第4回）」の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第55号議案、令和5年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和5年度豊能町一般会計補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億656万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億3,467万2,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明を申し上げます。

最初に、歳出の主な事業について御説明を申し上げます。

11ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、土地取得のための費用を土地開発基金に積み立てるものでございます。

次に、目5. 財産管理費の2. 普通財産管理事業でございますが、土地取得のための事務費などの諸経費を補正するものでございます。

次に、目6. 企画費の2. 政策推進事業でございますが、企業誘致検討委員会の運営にかかる費用を補正するものでございます。

12ページを御覧ください。

項2. 徴税费、目2. 賦課徴収費の1. 町税課税事業でございますが、法改正に基づく電算システムの改修を行うための費用を補正するものでございます。

次に、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、法改正に基づく電算システムの改修にかかる費用を国民健康保険特別会計事業勘定へ繰出するものでございます。

同じく7. 障害者自立支援事業でございますが、令和4年度の事業費確定に伴う

国・府への償還金を補正するものでございます。

13ページを御覧ください。

項2. 児童福祉費、目2. 児童福祉施設費の3. 吉川保育所運営事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入と、物価高騰の影響による食材費高騰に対する給食費支援分にかかる費用を補正するものでございます。

次に、款4. 衛生費、項2. 清掃費、目1. 塵芥処理費の5. ごみ収集事業でございますが、先ほど第7号報告で御説明いたしましたごみ収集車の事故による賠償金にかかる費用を補正するものでございます。

14ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の2. 学校園管理事業でございますが、西地区の学校再編に伴い、来年度より吉川中学校の生徒が光風台小学校で学習活動を行うに当たり、学校から排出される不用品等の運搬処分に要する費用を補正するものでございます。

次に項3. 中学校費、目1. 学校管理費の2. 中学校管理事業でございますが、東能勢中学校体育館空調のLPガス代にかかる費用を補正するものでございます。

15ページを御覧ください。

項4. 幼稚園費、目1. 幼稚園管理費の3. ひかり幼稚園運営事業、同じく5. ふたば園運営事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入と、物価高騰の影響による食材費高騰に対する給食費支援分にかかる費用を補正するものでございます。

次に項5. 社会教育費、目5. ホール運営費の2. ユーベルホール管理事業でございますが、ユーベルホールのホール空調設備の改修にかかる費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

款16. 国庫支出金、2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金、節2. 児童福祉施設費国庫補助金、1. 保育対策総合支援事業費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました吉川保育所運営事業のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策物品購入に係る国庫補助金でございます。

次に、目4. 教育費国庫補助金、節3. 幼稚園費国庫補助金、2. 保育対策総合支援事業費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたふたば園運営事業のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策物品購入に係る国庫補助金でございます。

次に、款17. 府支出金、項2. 府補助金、目8. 教育費府補助金、節2. 幼稚園管理費府補助金、3. 大阪府教育支援体制整備事業補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたひかり幼稚園運営事業のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策物品購入に係る府補助金でございます。

10ページを御覧ください。

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として増額するものでございます。

次に、目3. 旧吉川財産区基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました土地開発基金積立金に対して繰入れを行うものでございます。

款22. 諸収入、項3. 雑入、目3. 雑入、節1. 雑入、28. 自動車保険共済金でございますが、歳出のところで御説明申し上げ

ましたごみ収集事業の賠償金にかかる共済金でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第9「第56号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

第56号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明申し上げます。

S i d e b o o k s内補正予算書の3ページを御覧くださいませ。

令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ385万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,321万3,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。

8ページをお開きくださいませ。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の385万3,000円は、令和6年1月に施行されます産前産後期間の国民健康保険料減免制度の実施に向けたシステム改修に係る経費でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

7ページを御覧くださいませ。

款6. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の385万3,000円は、先ほど申し上げました、歳出で申し上げましたシステム改修の経費を賄うための繰入金

を補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第10「第57号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第57号議案、令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明申し上げます。

S i d e b o o k s 内の補正予算書の3ページを御覧くださいませ。

令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ5,860万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,200万8,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

款7. 諸支出金、項1. 償還金及び還付金、目2. 国府等支出金償還金の5,860万3,000円は、令和4年度の介護保険事業におけます給付実績等の精算により、国府等へ償還するものでございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

款8. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の5,860万3,000円は、先ほど歳出で申し上げました国府等への償還金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願い

いたします。

○議長（管野英美子君）

日程第11「第1号認定 令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第1号認定、令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本件は地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書を付けて議会の認定に付すものでございます。

それでは、決算フォルダを御覧いただけますでしょうか。決算フォルダの令和4年度決算フォルダのうち令和4年度決算書一般会計ファイルに基づきまして御説明を申し上げます。

決算書の5ページを御覧ください。

歳入合計は88億1,792万5,980円。歳出合計は83億3,918万5,085円で、差引残高は4億7,874万895円でございますが、予算繰越により翌年度へ繰越すべき額1億3,049万3,881円を差し引きました再差引き後の実質収支額は3億4,824万7,014円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、まず決算書の6ページから8ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

一般会計の歳入合計は8ページの収入済額の欄の一番下の段に記載しております88億1,792万5,980円でございます。不納欠損額は199万2,096円、収入未済額は4,752万4,740円となっております。

歳入の主なものを御説明いたします。

6ページを御覧ください。

款1. 町税でございます。決算額は17億

529万7,423円で、前年度と比べて924万8,687円の増となっております。主な要因といたしましては固定資産税のコロナ対策の減税措置が終了したことによるものでございます。

7ページの款12. 地方交付税でございます。決算額は28億7,273万5,000円で、前年度と比べて4,144万1,000円の増となっております。

款16. 国庫支出金でございます。決算額は17億2,428万784円で、前年度と比べて3億1,435万2,770円の増となっております。主な要因といたしましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金、公園施設災害復旧費国庫補助金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費国庫補助金、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金の増によるものでございます。

次に、8ページの款20. 繰入金でございます。決算額は2億7,602万6,000円で、前年度と比べて9,952万6,000円の減となっております。主な要因といたしましては、財政調整基金繰入金が2億円で、前年度より1億円の減となったことによるものでございます。

款21. 繰越金でございますが、決算額は6億4,105万6,532円で、前年度と比べて3億5,285万9,100円の増となっております。

最後に款23. 町債でございますが、決算額は3億345万8,000円で、前年度と比べて3億8,285万4,000円の減となっております。要因といたしましては、臨時財政対策債の減によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、決算書の9ページから11ページの歳出につきまして御説明を申し上げます。

一般会計の歳出合計は、11ページの支出済額の欄の一番下の段に記載しております

83億3,918万5,085円でございます。翌年度繰越額は1億8,269万3,196円。不用額は7億5,637万4,313円でございます。

歳出の主なものを御説明いたします。

9ページを御覧ください。

款2. 総務費は決算額20億4,497万7,358円でございます。前年度と比べまして6億1,797万7,955円の増となっております。その主な要因といたしましては、スマートシティ推進事業、財政調整基金積立金の増によるものでございます。翌年度繰越額1,792万5,296円は、町内施設AED更新事業、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員一般選挙事業に係るものでございます。

款3. 民生費は、決算額20億8,495万4,599円でございます。前年度と比べて1,613万485円の減となっておりますが、前年度とほぼ同額となっております。

款4. 衛生費は、決算額12億2,795万4,173円でございます。前年度と比べて1億564万6,946円の増となっております。その主な要因といたしましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増によるものでございます。なお、翌年度繰越額280万円は、医療機関等物価高騰対策支援事業に係るものでございます。

款6. 農林水産事業費は、決算額1億6,791万9,538円でございます。前年度と比べまして7,525万2,312円の増となっております。主な要因といたしましては牧地区ほ場整備事業、コミュニティセンター整備事業の増によるものでございます。なお、翌年度繰越額160万円は牧地区ほ場整備事業に係るものでございます。

10ページの款8. 土木費は、決算額4億3,643万6,823円でございます。前年度と比べて5,157万4,768円の減となっております。その主な要因といたしましては、橋梁長寿命化等事業が増となりましたが、町道等維持

補修事業や道路舗装事業、緑地擁壁改修事業が減となったことによるものでございます。なお、翌年度繰越額3,337万6,000円は、町道等維持補修事業、橋梁長寿命化等事業、通学路等交通安全整備事業に係るものでございます。

款9. 消防費は、決算額4億2,562万8,082円でございます。前年度と比べて8,457万4,293円の増となっており、要因といたしましては、退職者の増加により消防事務負担金が増となったことによるものでございます。

款10. 教育費は、決算額9億9,978万7,063円でございます。前年度と比べて3億6,280万5,695円の減となっており、その主な要因といたしましては、東地区小中一貫校施設改修工事や東ときわ台小学校屋上防水工事、シートス長寿命化改修工事が減となったことによるものでございます。なお翌年度繰越額1億297万2,900円は、小中一貫校施設整備事業、西公民館改修事業、ユールホール管理事業に係るものでございます。

款11. 公債費は、決算額5億9,392万2,934円でございます。前年度と比べて3,545万4,829円の減となっており、償還元金と償還利子の減額によるものでございます。

最後に、11ページの款13. 災害復旧費は決算額2億2,949万3,012円でございます。前年度と比べて4,122万128円の増でございますが、これは耕地災害復旧事業が減となりましたが、公園施設災害復旧事業が増となったことによるものでございます。翌年度繰越総額2,401万9,000円は工事災害復旧事業に係るものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、決算書の13ページか

ら206ページに、また、財産に関する調書は、別ファイルの令和4年度決算書特別会計基金公有財産の365ページ以降にそれぞれ記載しております。また、決算の別フォルダにございます令和4年度事業評価主要施策成果報告書も併せて御参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが決算の概要説明とさせていただきます。御審議いただき御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第12「第2号認定 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

それでは、第2号認定、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条の3第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書フォルダの211ページをお開き願います。

歳入合計28億90万6,905円、歳出合計27億5,929万5,638円で、差引残高4,161万1,267円を翌年度に繰り越すものでございます。

212ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

款1. 国民健康保険料は、予算現額5億7,416万2,000円、調定額5億6,716万9,290円に対し、収入済額は5億3,680万6,315円、不納欠損額275万3,600円、収入未済額は2,760万9,375円でございます。

款2. 国民健康保険税は、予算現額380万2,000円、調定額1,612万5,415円に対し、収入済額263万4円。不納欠損額92万2,300円、

収入未済額1,257万3,111円でございます。

款3. 使用料及び手数料でございますが、予算現額20万1,000円に対して、調定額、収入済額とも13万8,300円で、これは保険料等徴収にかかります督促手数料でございます。

款5. 府支出金は、予算現額20億3,051万4,000円に対し、調定額、収入済額とも20億274万7,788円であり、これは保険給付費に対する交付金等でございます。

款6. 繰入金ですが、予算現額1億9,168万3,000円に対し、調定額、収入済額とも1億8,831万4,403円で、これは一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でございます。

款7. 繰越金は予算現額6,990万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6,905万8,231円で、前年度からの繰越金でございます。

款8. 諸収入は予算現額1万円に対し、調定額、収入済額とも121万1,864円で、これは保険料の納付に係る延滞金等の収入でございます。

款9. 財産収入は、予算現額1,000円ありますが収入はございませんでした。

次に歳出について御説明申し上げます。

213ページをお開き願います。

款1. 総務費でございますが、予算現額3,275万7,000円に対し、支出済額3,196万9,667円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険料の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款2. 保険給付費は予算現額19億6,891万1,000円に対し、支出済額19億2,543万578円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款3. 国民健康保険事業費納付金は、予算現額7億4,703万5,000円に対し、支出済額7億4,703万2,074円で、大阪府が決定いたし

ました標準保険料率などによりまして本町に割り当てられました額を大阪府に納めたものでございます。

款4. 共同事業拠出金は、予算現額1,000円に対し、支出済額76円であり、退職者医療共同事業費として国保連合会に拠出した経費でございます。

款5. 保健事業費は、予算現額3,671万円に対し、支出済額3,490万4,683円で、特定健康診査及び国保ヘルスアップ事業等に要した経費でございます。

款6. 基金積立金、款7. 公債費につきましては執行費はございません。

款8. 諸支出金は、予算現額2,088万8,000万円に対しまして、支出済額1,995万8,560円で、これは保険料の還付金及び診療所施設勘定への繰出金等でございます。

款9. の予備費については執行費はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第13「第3号認定 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第3号認定、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の251ページをお開き願います。

歳入合計8,946万5,515円。歳出合計8,715万4,653円で、差引残高231万862円。予算繰越による翌年度へ繰越すべき額113万3,000円を差し引き、117万7,862円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして252ページをお開き願います。

まず歳入でございます。款1. 診療収入は、予算現額4,122万8,000円に対し、調定額、収入済額とも5,478万577円で、これは内科、歯科の診療収入でございます。

次の款2. 使用料及び手数料は、予算現額4万9,000円で、調定額、収入済額とも4万2,246円となっております。これは診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款3. 繰越金は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額とも770万4,227円で、前年度の繰越金でございます。

款4. 繰入金は、予算現額5,088万9,000円に対し、調定額、収入済額とも2,657万7,000円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款5. 諸収入は、予算現額30万1,000円に対し、調定額、収入済額とも36万1,465円でございます。これは薬の容器代等の雑収入でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

253ページを御覧ください。

款1. 総務費でございますが予算現額6,918万1,000円に対し、支出済額6,699万4,512円であり、これは職員人件費及び診療所の管理運営に要した経費でございます。

次の款2. 医業費は、予算現額2,228万7,000円に対しまして、支出済額2,016万141円で、これは医療器材や医薬品等に要した経費でございます。翌年度繰越額113万3,000円は、オンライン資格確認システムの一部の事業が遅れましたことによりまして年度内に完了しなかったことによる予算繰

越でございます。

款3の予備費につきましては執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第14「第4号認定 令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第4号認定、令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書フォルダ内の271ページをお開き願います。

歳入合計6億6,104万315円、歳出合計6億3,453万9,527円、差引残高2,650万788円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、272ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

款1. 後期高齢者医療保険料は、予算現額5億9,740万6,000円、調定額5億7,660万5,421円に対し、収入済額が5億7,357万1,254円、不納欠損額56万4,366円、収入未済額が246万9,801円であります。

款2. 使用料及び手数料は、予算現額3万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3万1,200円で、これは、保険料徴収に係ります督促手数料の収入でございます。

款3. 繰入金は、予算現額7,295万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6,559万6,341円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

款 4. 繰越金は、予算現額1,772万8,000円で、調定額、収入済額とも2,026万6,331円で、前年度からの繰越金でございます。

款 5. 諸収入は、予算現額4,000円でしたが、調定額、収入済額とも157万5,189円となりました。これは、制度改正に伴います経費に対する補助金収入でございます。

続きまして歳出の御説明を申し上げます。

273ページを御覧くださいませ。

款 1. 総務費は、予算現額248万6,654円に対して支出済額は233万6,682円となり、これは賦課徴収事務等に要した経費でございます。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額 6 億6,972万6,000円に対し、支出済額 6 億3,105万6,418円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収入額相当額の負担金でございます。

款 3. 諸支出金は、予算現額114万7,427円に対し、支出済額114万6,427円でございます。これは保険料の還付金でございます。

款 4. 予備費につきましては執行額はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第15「第5号認定 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第5号認定、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは決算書フォルダの289ページをお開き願います。

歳入合計24億3,993万6,581円。歳出合計22億7,579万2,763円であり、差引残高1億6,414万3,818円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、290ページ、291ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

款 1. 保険料、予算現額 6 億1,087万9,000円、調定額 6 億3,326万8,193円に対し、収入済額は 6 億2,749万9,890円、不納欠損額148万2,221円、収入未済額428万6,082円で、これは第1号保険者による介護保険料収入でございます。

款 2. 使用料及び手数料は、予算現額 1,335万8,000円、調定額、収入済額とも1,624万4,005円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料の収入でございます。

款 3. 国庫支出金は、予算現額 5 億639万3,000円に対し、調定額、収入済額とも 4 億5,294万5,627円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金、補助金並びに交付金でございます。

款 4. 支払基金交付金は、予算現額 6 億2,739万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 5 億5,363万7,415円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で、第2号被保険者保険料による交付金でございます。

款 5. 府支出金は、予算現額 2 億9,946万2,000円に対し、調定額、収入済額とも 2 億9,820万6,270円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する負担金並びに補助金でございます。

款 6. 繰入金は、予算現額 3 億8,924万9,000円に対しまして、調定額、収入済額と

も3億3,920万8,090円であり、一般会計からの繰入金でございます。

款7. 諸収入は、予算現額12万6,000円に對しまして、調定額、収入済額とも113万4,909円であり、第三者納付金などの雑入や延滞金等でございます。

款8. 繰越金は、予算現額1億4,881万7,000円に對し、調定額、収入済額とも1億5,042万375円で、令和3年度からの繰越金でございます。

款9. 財産収入は予算計上はございましたが、調定額、収入済額とも64万円で、介護給付費準備基金の債券運用に係る利息でございます。

続きまして歳出の御説明をいたします。

292ページ及び293ページを御覧くださいませ。

款1. 総務費は、予算現額6,203万8,000円に對しまして、支出済額5,751万9,618円で、この経費は介護保険事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収等に事務に要した経費でございます。

款2. 保険給付費は、予算現額22億3,275万2,000円に對し、支出済額19億4,353万6,307円で、介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料等に要した経費でございます。

款3. 財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続き、令和4年度におきましても支出額はございませんでした。

款4. 地域支援事業費は、予算現額1億5,114万8,000円に對しまして、支出済額1億3,525万1,226円で、これは介護予防事業費並びに包括的支援事業費に要した経費でございます。

款5. 基金積立金は、予算現額9,930万

8,000円に對し支出済額9,930万7,121円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6. 公債費につきましては執行額はございません。

款7. 諸支出金は、予算現額4,042万8,000円に對しまして、支出済額4,017万8,491円で、これは介護保険料の還付金及び国府支払基金等への償還に要した経費でございます。

款8. 予備費につきましては執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第16「第6号認定 令和4年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第6号認定、令和4年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書の341ページをお開き願います。

令和4年度下水道事業特別会計の決算は、歳入合計4億5,502万8,212円、歳出合計3億9,468万7,980円で、差引残高6,034万232円を翌年度に繰越するものでございます。

342ページをお開き願います。

まず歳入より御説明申し上げます。

款1・分担金及び負担金は、予算現額1,000円、調定額87万6,790円、収入済額82万1,990円で、収入未済額5万4,800円でございます。これは東地区での3件分の下水

道負担金でございます。

款 2. 使用料及び手数料は、予算現額 2 億 3,638 万 9,000 円、調定額 2 億 5,644 万 569 円、収入済額 2 億 4,982 万 5,986 円で、収入未済額は 658 万 3,817 円でございます。これは下水道使用料と指定工事店登録などの手数料でございます。

次に、款 3. 国庫支出金は、予算現額 500 万円、調定額、収入済額とも 500 万円でございます。これはストックマネジメント計画に基づく点検調査業務に係ります社会資本整備総合交付金でございます。

続いて、款 4. 府支出金は、予算現額 50 万円、調定額、収入済額ともに 102 万 552 円でございます。これは牧地区のほ場整備事業に伴います下水道施設の移設事業に係る大阪府の負担金でございます。

続いて、款 5. 財産収入は、予算現額 3 万円、調定額、収入済額とも 2 万 8,000 円でございます。これは基金の運用益でございます。

款 6. 繰入金は、予算現額 1 億 8,806 万 7,000 円で、調定額、収入済額とも 1 億 3,396 万 6,134 円でございます。これは一般会計及び下水道建設基金からの繰入でございます。

款 7. 繰越金は、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額とも 3,653 万 7,804 円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款 8. 諸収入は、予算現額 4,000 円、調定額、収入済額とも 12 万 7,746 円でございます。これは流域下水道事業負担金の精算金などでございます。

款 9. 町債は、予算現額 2,800 万円、調定額、収入済額とも 2,770 万円でございます。これは流域下水道債と下水道事業債でございます。

次に歳出の御説明を申し上げます。

344 ページを御覧ください。

款 1. 下水道費は、予算現額 2 億 8,462 万 3,000 円。支出済額 2 億 2,322 万 6,090 円でございます。これは、消費税に係る公課費のほか、下水道の事務管理に要した経費と職員の人件費、それから流域下水道維持管理負担金など、下水道施設の維持管理に要した経費及びストックマネジメント計画に基づく点検調査や流域下水道事業建設負担金など下水道施設の整備に要した経費でございます。

続いて款 2. 公債費は、予算現額 1 億 7,236 万 9,000 円。支出済額 1 億 7,146 万 1,890 円でございます。これは起債償還金の元金及び利子でございます。

予備費の執行はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議賜り御認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。次回は 9 月 5 日午前 9 時 30 分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前 10 時 45 分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第7号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第50号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第51号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第52号議案 豊能町土地開発基金条例制定の件
- 第53号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第54号議案 不動産の取得について
- 第55号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
- 第56号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第57号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第1号認定 令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2号認定 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第3号認定 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第4号認定 令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5号認定 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第6号認定 令和4年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番